

第10回愛荘町（仮称）自治基本条例策定検討委員会 会議録

開催日時	平成22年1月14日（木） 午前9時30分～午前11時36分											
開催場所	愛荘町役場 愛知川庁舎 3階 第1委員会室											
傍聴人												
出席者	富野	村木	道明	藤沢	山田	藤田	松浦	山本雅	外川	近藤	前川	
	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
	山本拓	野々村	森野	西澤		事務局	細江	西川	青木			
	○	○	○	○			○	○	○			
議事	<ul style="list-style-type: none"> ●委員長あいさつ ●協議事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 条例（案）全体について (2) 前文（案）について (3) 意見交換 ●その他 <ul style="list-style-type: none"> 次回の開催日、会場 											

○**細江総務主監** それでは、皆さん、おはようございます。この冬一番の寒波が来ましたが、暮れの方は暴風で大変な状況でありますけれども、今日は、朝から晴れていまして、しかし、まあ非常に足元の冷たい中、皆さん方には大変寒い中、またお忙しい中、多数ご出席いただきまして本当にありがとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。今日は、山田正弘委員だけが欠席ということでございますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

今日は、10回目ということで、前回まで、それぞれグループで分かれていただいて、詳細に、それぞれの章を分けていただいて検討していただきました。それを、前回のときに発表していただいて、それから、今までいただいた意見を基にして、一応、案を、素案という、条例ですと素案というところまで、事務局の方でまとめてほしいというようなことございまして、その内容について、はっきりとした条項のところまではまとまっておりませんが、皆さんの意見を尊重させていただいた中でまとめさせていただいて、お手元にお配りをさせていただいたところでございます。そういうことで、順次、また委員長さんのもとで、各まとめをしていただきたいなというふうに思っておりますので、一つよろしくお願い申し上げます。委員長お願いします。

○**富野委員長** 皆さん、おはようございます。旧年中は、大変皆さんにはお世話になりました。本年もどうぞよろしくお願いいたします。先ほどもお話がございましたけれども、今日こちらに来るのに、車で来ようかどうか、ちょっと迷っておりました。たぶん、こ

ちらも雪が降っているのかなというふうに思っていたんですけども、来てみましたら、まったく雪がなくて、ああずいぶん違うものだなあとは思ひまして、なんか米原とか向こうの方は相当雪ということだったものですから、県内でもずいぶん気候が違うということで、滋賀県の多様さを改めて感じたところでございます。

さて、昨年来、皆さんにご協力いただきまして、議論を進めてまいりました。昨年中に、一応、全体の意見が出揃って、いよいよこれから、全体をどのようにまとめていくかと。それから、また皆さんから、前文のいろいろな案をいただいておりますので、それを踏まえながら、前文もつくり、全体をそのあとつくっていくということで、いよいよ大詰めの段階になってきたと思います。今までの議論の中で、ずいぶんこの町のあり方について、皆さん、事細かに議論させていただきまして、私も大変勉強になりましたけれども、この町らしい自治基本条例、それから、さらにこの町を発展、持続させていくための自治基本条例をできますように、あとそれほど多い機会ではございませんけれども、皆さんと一緒にしっかりとがんばっていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、座らせていただいて議事に入らせていただきたいと思ひます。今日の議題は、ここにございますけれども、まず、条例のそれぞれの班で検討していただきましたものを、前回、全体の協議にかけまして、事務局の方でそれを1本の素案という形で、全体をつながつたものとして提示していただくことになりました。この全体をどのように最終的に調整していくかということでありまして、私もざつと見させていだきましたけれども、若干、弱いかなとか、あるいは重複しているかもしれんなどというところもあろうかと思ひますので、これについて、皆さんのご意見、なおかつ事務局側もそれなりにまとめられた段階で見解もあろうかと思ひますので、そのあたりを踏まえつつ、全体を議論進めていって、これ1点目でございます。

その次に、この条例の今後の運用、あるいは町民の皆さんが、これからこの条例を使っていくための基本的な考え方、これを明確にするために、前文ですけれども、これについて、できましたら、今回議論を進めてまいりたいというふうに思っております。どうやら、事務局の方は次回を想定されているようで、次の日程まで決めるようになっておりますので、たぶん今回、確かにお話の内容が多いようございますから、今回終わらないかも知りませんが、できるだけのところまで進めておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、第1議題に、条例の(案)でございまして、これにつきましては、2枚目から案という形で、前文はついておりませんが、総則から第10章ということで、これを、一応最終的にこういう形でよろしいかどうかということで、確認をさせていただくということでございまして、事務局の方から、先に何かコメントありますでしょうか。

○細江総務主監 いいえ。

○富野委員長 いいですか。じゃ、一応皆さん、一緒に各条項を見ていって、読み合わせをしながら、最終的に、皆さまのご意向がこれでよろしいかどうかということの確認をさせていただくということで進めたいと思います。それでは、各章ごとにやっていくということでもよろしいでしょうか。はい。

それでは、読み上げをしながらいきたいと思います。第1章は総則でございます。総則というのは、条例の目的、つまり、前文を受けて、この条例は何のためにあるのかということ、明確にするものであります。

第1条は、この条例は、愛荘町が自主および自立の理念に基づき、世代を超えて住み続けられる魅力あるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるとともに、町民、事業者等および町の役割、権利ならびに責務等を明確にすることにより地域社会の活力を高め、愛荘町における自治の確立および町民の福祉の向上を図ることを目的とする。ということであります。

これは、この条例の目的でありますから、このところは、ここで過不足なく表現されているかということで、改めてご確認したいところでございます。これについては、だいたい議論がございましたので、特に意見があればということで、いかがでしょうか。

愛荘町が自主および自立を旨として、連続的に、持続的に続くまちづくりにしたいということのための基本的な枠組みをつくりたいと、これが1点ですね。それから、町民や事業者や町の役割、県の責務、つまり役割分担ですね、これを明確にすることによって、それぞれの当事者が、地域社会の中できちんと、これらを果たして町および地域社会をつくっていく、そういうことで、そんな形で、住民の福祉の向上の確保だということですね。これはまさに基本的な条例の性格をなしていると思います。いかがでしょうか。

はい、特にご意見ないということで、これで進めさせていただきます。

その次、定義で第2条、読ませていただきます。

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 町民 町内に住所を有する者（以下「住民」という。）、町内で働く者および学ぶ者をいう。
- (2) 町 愛荘町の議会および執行機関をいう。
- (3) 事業者等 次に掲げるものをいう。
 - ア 事業者 町内に事業所を有する営利法人をいう。
 - イ 団体等 町内に事業所または活動拠点を有する営利を目的としない組織および団体をいう。
 - ウ 住民自治組織 町内の特定の地域を対象とする地縁団体および地縁団体に類する地縁組織をいう。

(4) 協働 まちづくりに関する役割分担に基づき、町民、事業者等および町が相互補完的に対等な立場で連携および協力をすすめることをいう。

(5) 持続的発展 世代を超えて、良好な環境、健全な地域経済および生き生きした町民の地域連帯を享受することができる社会の発展のあり方をいう。

この定義は、これから条例の各項目で使われるいろいろな用語について、特に重要なものを、あらかじめ、こういう意味にするということで、ここで議論した方々は比較的わかっているんですけれども、どの町民の方もきちんと理解して、条例を読めるようにということで定めるものであります。5項目ありまして、町民・町・事業者等・協働・持続的発展と、そういうことをございまして、これはいかがでしょうか。

○山本雅委員 (3) のアですけれども、事業者のところで、「営利法人をいう」と言いますと、町内でやっておられる、法人としてはやっておられない、いわゆる個人商店だとかいうところは、ここに入ってこれなくなりますね。営利法人というように断定しますと、ですので、「営利法人および個人をいう」というふうに、個人を追加すべきだというふうに思います。

○富野委員長 どうでしょうか。事業者の関係の方々いかがでしょうか。

○山本拓委員 以前にも議論が出ていませんでしたか。

○山本雅委員 出ています。

○山本拓委員 出ていますよね、営利を目的とする事業所を有する者という表現も入れてきたからですけれども、法人、個人を区別しないのでしたら。

○山本雅委員 どちらかですよ。今の「事業所を有する者」ですか、ここの文章を生かすならば、「および個人」という言葉を逆に追加するか、どちらかとなると思いますね。

○細江主監 グループでまとめてもらったときは、こういうふうにまとめてもらって、それまでの段階で、いろいろな個人個人の意見の段階で、今話がありましたように、営利法人のところを、営利のために事業者を有する者という意見は出てありました。法人だけに、今の話ではありませんけれども、限らないと。

○富野委員長 法人だけに限らないということはありますから、そこは正確に、ちゃんとした文章をしないと。それとも、「営利法人等をいう」にしちゃって、解釈運用のところ、で、「ということは個人も含む」というふうにしちゃう手もあるんですけれどもね。

2つポイントがあるんですね。まず、事業所を有するということが、事業活動とは言っていないわけですね。事業所という物理的な存在があるということが1つ要件になっているんですね。それから、経営保持、つまり営利活動を行う個人であると言っているわけで、そういう意味では、事業活動をするだけでは、これに該当しなくて、事業所を有するということが要件なんですね。ですから、そういう意味では、事業所を有ということ、営利活動をする、それから、この場合は法人がついていますから、法人であるということなんで、そのうちの法人のところ、どれにしようかということですね。

○**山本拓委員** 山本雅さんの今の表現で、一番シンプルじゃないかなと思うんですがね。

○**山本雅委員** 事業所を有するもの。

○**山本拓委員** 営利法人および個人です。

○**藤田委員** 営利企業とすると、法人も含まれると、逆に。

○**富野委員長** そうですね。

○**藤田委員** 営利事業とすると、法人も一緒。そういう解釈でいいの。

○**富野委員長** そのとおりで、町内に事業所を有し、営利事業を行うものをいうと。

○**委員** そうそう、個人は法人でないから、そう解釈が生まれるから、営利事業とすると、法人も含まれてくると。

○**富野委員長** 営利事業を行うものをいうと。

○**藤田委員** そうそう。

○**富野委員長** 行うもの、法人もものですから、人格を持っているということになりますので、事業をおこなうもの。

○**山本拓委員** 別の性質ではないと。

○**富野委員長** そうですね。「営利事業を行うものをいう」ということにしましょう、はい。そのほかいかがでしょうか。団体の方は事業所だけではなくて、活動そのものも対象

にしているということですから。以下、あと違う内容はないんですね。

○**山本拓委員** 5番のところで、地域連帯を享受するというのを、地域連帯は実現するという表現に変えた方がという議論があったと思うんですが、ちょっと思い出せません。これは実現するべきものであって、享受するものではないという議論だったのか、何か表現だったのか。

○**富野委員長** まあ実現することによって、結果として享受するということなのですけども、どっちにしますかね。積極的に考えるとするとすれば、実現することができるの方がいいかもしれませんね。じゃあ、「実現する」でいかがでしょうか、はい。

○**山本拓委員** 一つ気になるんですけども、世代を超えての超えるは、チョウ（超）の方でよろしいですか、エツ（越）の方では？

○**富野委員長** エツ（越）じゃなくていいんじゃないでしょうか。

○**山本拓委員** 第1条にも出てきましたので、ちょっと気になって。数値を超える場合には、このチョウ（超）えるを、使うんですけども。いつまでも、これ疑問だったもので、調べてないです。

○**富野委員長** エツ（越）の方で言うと、例えば、現在の町で、高齢者から若い人までと、そういう意味になっちゃう、越えるだと、エツ（越）の方だと。チョウ（超）の方だと、時代的に超えるというのがありますね。とりあえず、こちらです。どっちだと思いますか。僕のイメージでは、何となく時代を超えるという方が強いですね。同じ時代で、上から下までつながっているみたいなのが、エツ（越）だというふうに思っていたんですけども。どっちでしたっけ。

○**山本拓委員** いや、もしご存知やったらと思ひまして。

○**富野委員長** 日本語は難しい。

○**山本宅委員** ご存知やったらと、思ひまして。間違いやと思っているわけではないんです。

○**富野委員長** これは比較のご年配の方に。私も年配なんですけれども、すみません。じゃあ、これちょっと、事務局で、取りあえず、調べていただいて、それでよろしいです

か。微妙なところですから、確かに。

その他はいかがでしょうか。いずれにしろ、この定義なんかも、これから最後のところで、町の方で条例を提案するときは、運用とか解釈に関する文章をつけていくようになりますので、そこら辺を逆に議論しておく必要があるかもしれない。じゃあ、とりあえず、もしあとで出てきましたら、また戻ってきてもけっこうですので、じゃあ、第2条が…。

○**山本雅委員** すみません。第2条、あと1つ、これ教えてください。(3)のイの団体等のところなんですけど、これはあとのずっと後ろに出て文章の関係で、この文章でないと困るんでして、営利を目的としないということではないと困るんですけど、そうした場合に、愛荘町に商工会とかありますよね。あの団体というのは、あれは非営利の集まりなのか。利益を目的として集まっている団体なのか。

○**松浦委員** 非営利ですね。

○**山本雅委員** 非営利と。そうしたら、この非営利とすることによって、その商工会がここから、いわゆる、あんたらこの団体等にあたりませんよと、削除される恐れはないという考えでいいわけですね。

○**松浦委員** そうですね。

○**山本雅委員** だいじょうぶですね。

○**富野委員長** 要するに、商工会を構成している各企業が営利事業所ですね。その全体としてまとまって、地域社会のためとか、そういう人たちのために、非営利活動をしているのが商工会といていると思います。

○**山本雅委員** はい、けっこうです。

○**富野委員長** それでは、一応、第2条の定義の部分は、この程度の議論にさせていただきます。

第3条、最高規範性ですね。この条例は、本町の自治に関する最高規範であり、他の条例や計画等は、この条例の趣旨を十分に尊重し、整合性を図らなければならない。また、町民、事業者、議会および町長等は、これを誠実に遵守しなければならない。

こういうことであります。これは意外と重大なことが書いてあって、現行の条例とか、総合計画とか、そういうものが、この条例、自治基本条例ができたときには、この条例

に沿った形で、もう一度見直していただかなければいけませんよということも含んでいるわけですよね。ですから、そういう意味では、町の基本的な重要な規定になりますので、これについては、十分ご理解をいただいて、議論はつくしていきたいと思います。いかがでしょうか。よく言われることですがけれども、これができると、総合計画の作り方が変わってきてしまうのですね。まちづくりの長期方針がここで決まってしまうので、それに対して具体的に、今の総合計画でいいのかということも、議論になってきてしまいますので、そういうような内容です。特にご意見なければ、当然そうだというご理解でよろしいですね。はい。

○細江主監 この、「また、…」以降のところですけども、「町民、事業者、議会および町長等」ということなのですけども、これを町民それから、事業者等、それとおよび町に直すということは、どうでしょうか。

○富野委員長 そこは、ちょっと選択ですよ。議会を別にするかどうかですね。

○細江主監 ちょうど、上の定義と連動してくるかなというふうに思いますので、町民は町民、まあ事業者というと、上の（３）のＡだけになりますので、（３）を全部含めてしまいますと、これが事業者等になりますので、町民それから事業者等および、この（２）の町、これは議会も執行機関もみな含めますので、「町民、事業者等および町は」というふうにさせていただくのがいいかなと思いました。

○富野委員長 これ、それはすごく正しいことだと思います。ただ、法律をご存知の方は、そういうふうにすぐすっを入れるのですけれども、実は、執行機関って、第２条に書いてありますね。町というのは、議会および執行機関と。執行機関というのは、僕は本質的には、町長さんプラス各種委員会ですね。だから、ここで議会と町長というように言ってしまうと、実は執行機関は正確にいうと全部入らなくなってしまう可能性があるのです。そういうことで、執行機関全体を含めて、議会を含めてということになると、町という表現の方が法律的には、本当は正しいです。

例えば、教育委員会なんかは、町長と違う執行機関なんですよ、実は。皆さん、以外と誤解しているのですけれども、教育委員会は町の命令に服さないわけでありますから、そういう意味では、町長とやってしまうと、厳密に言うと、実は教育委員会なんかは出てしまうんです。

そういうことで、今の事務局の指摘は、そういうことも含めると、町とした方が、この第２条の定義によって、議会および執行機関と書いてありますから、全部入るというふうになるわけですので、その方が正確な表現にはなります。

いかがでしょうか。よろしいですか。はい。じゃあ、このところは、「町民、事業者等

および町」でよろしいですね。はい。一応、そういうふうに修正させていただきます。

ここまでが総則、つまり、全体の枠組みはこうですよという部分を示すところです。その次に、基本原則に入っていくわけです。第2章 まちづくりの基本原則です。これは、第4条から始まります。

住民は愛荘町の主権者であり、町は住民の信託により都市経営に対し、執行責任を負う。

第2項 町民はまちづくりの主役であり、参加、参画および協働により、まちづくりを担うことができるものとする。

これが第4条です。これは、要するに、町民の位置付けということです。2項はそういうことです。これについては、いかがでしょうか。だいたいは、議論をしたうえで、まとめた部分でございますので、特にご意見があればということになるわけですが、いかがでしょうか。

ちょっと、引っかかるのは、執行責任と書いてあるのがありますね、議会はどうかというのがあるのですけれどもね。執行責任だけにしちゃっているのは、ちょっとなあとというのが、引っかかる部分ではあります。もう少し、広く言えば、都市経営に関して責任を負うとか、都市経営に対してという方が、もう少しまい記述ではあると思うのですけれども。議会は、執行責任まで負うのですかねという。

4日前ぐらいの新聞に出ていましたけれども、今、民主党の政権が、地方自治法の改正をやるようとしているわけですね。その中で、議会も執行機関に入ると、執行責任を負う形にするということですね、それを法案に出されています。だから、将来的にはこういうことになる可能性があります。私は本当はそのほうが好ましいんだと思ったのですけれども、ただ今の法律ではそういうふうにはなったのですね。どうでしょうか。

株式会社とは比較はできないのですけれども、株式会社で言うと、要するに、役員が今の執行機関、つまり行政です。議会は、要するに株式総会みたいものですよね。だから、若干、その執行責任まで負わせられない。株式会社の単位でいうと、仕方ないのですけれどもね。

○山本雅委員 けど、でも日航の話でもあるように、株主責任も問われますので、それからすると、執行という言葉があってもいいのかなと。

○富野委員長 株主責任は、執行責任ではないのですね。

○山本雅委員 ではないのですが。

○富野委員長 結果責任になりますね。

○委員 ちょっとは、ニュアンスはおそらく違うのですけれども、おおむね方向としては、そういった同じように、利益だけ求めていたら、同じことをいう訳ですから、そういう意味で、まず今先生おっしゃるように、今世の中が、そういうふうに執行責任を議会も負うような方向にいこうとするときに、この法律も今からつくるやつですから、今の段階で執行という言葉が入っていてもいいかなと。確かに、今日現在だけ見れば、議会に対して執行という言葉が入っているのは、おかしいやないかということになるわけですが、この法律が向こう半年、1年で終わる法律じゃないですから、未来に向けての法律ですので、ちょっと先行する形ですけれども、入れといた方がいいやないかなというふうに、私個人的に思うのですけれども。

○富野委員長 どうでしょうかね、議会でそういう議論が出たときには、答えられるかという問題があるのですね。

○藤田委員 議会は執行責任の責任はあると思います、当然。

○富野委員長 いいですかね。

○藤田委員 それはやっぱり、議会が認定しなければ執行できないです。その認定するときの議決で、もうこうした場合には議会は、それは責任を持たんなん。で、やっぱり、町および議会がいいんじゃないですか。そうしていかなければ、それだけの責任はある。

○富野委員長 執行するときの方法をどう理解するかですね、要は。

○藤田委員 やっぱり、議決が必要になってきますか。そりゃ、議決はやはり責任を持って議決すべきです。

○富野委員長 それは事実なんです。ただ、これは第2条の定義のところ、議会を執行機関と言っているんですね。だから、執行はもっぱら執行機関であるというのは、前提となつて、こういう書き方をしていると思うのですよ。議決責任はもちろんあります、議会は。ただ、議決されたものを誠実に執行して、公募的につくる諮問は執行機関の責任だというふうに、基本的にはなっているわけですね、今の法律は。法的にはそうですが、例えば、この町としては、議会にもそこまでちゃんとやってほしいということで、その執行ということを広く使うというのは、あっちゃいけないというわけではないと思います。学者はすごくこういう面倒くさいことを言うんです。では、ですから、皆さんの考え方ですね。執行責任というの、いわゆる法律的な意味での執行という、執行機関での執行というよりも、もう少し幅広くとらえるのということで、逆に解釈の

中で、きちんとそういうことを書き込むということもあり得るのですけれども。そうしますか。はい、それじゃ、解釈の方で、それをきちんと書き込むということで、それを進めていただきましょうか。それでよろしいですか。はい。

2項の方はどうでしょう。

○**山本拓委員** 2項も申し訳ないですけども、ちょっと議事録が見つからないのですが、「参加、参画および協働により」というところが、自主的、主体的にという表現をメモしておるんですけども、どなたか覚えておられないですかね。あと、「まちづくりを担うことができるものとする」を、「まちづくりを担うものとする」という表現を覚えているのですが。むしかえすようですが。

○**富野委員長** それはわかります。この議論は、たぶん、その自主的、主体的にということの中身を、参加、参画および協働というように具体的に書くかどうかという議論と、もう1つは、まちづくりを担うものとするという表現と、それができるんだという表現で、どちらがいいのかということですね。ちょっと強さが違うわけですよ、表現が、その2つの問題です。

○**山本拓委員** 私は、「自主的、主体的」の方が姿勢が強いかかと、前向きであると。わかりやすい表現じゃないかなと思うのと、「まちづくりを担うものとする」の方がストレートな表現になると思います。

○**富野委員長** どうでしょう。まあ、言ってみると、「参加、参画および協働」というのは、今の時代の言葉なのですね。そういう意味で、これから先長いこと考えると、「自主的、主体的」にという方が、いろいろな意味で、その時代の具体的な行政との関わりのあるあり方を、幅広く包含できるだろうということは、あり得ると思います。現実には、協働というのは、もうだいたい10年ぐらい前からようやく使われ始めていますし、これがいつまで使われるかって、50年先まで使えるかわかりますかね。そういう意味では、「自主的、主体的」にという言葉の方が、あらゆる意味の包含ができるということはありません。そういう意味で、皆さんの選択なのですけども。

○**山本雅委員** そういうように、「自主的、主体的」にしてもらおうか。

○**富野委員長** よろしいですか。はい、じゃあそこはそうしましょうね。

それから、あとの方はどうでしょう。「できるものとする」のか、「担うものとする」かですね。ちょっと、「できるものとする」というのは、何か認めてあげるような感じで、少し弱い感じがしないでもないんですよ。当然、そうなんだよと、これは。そういう

意味から言うと、できる規定、「担うものとする」方が、当然そうであるという意味が強くなりますので、いかがでしょうか。それでよろしいでしょうか。はい。じゃあ、そのところは、そういうように変更させていただきます。とりあえず、このあたりでよろしいですか。はい。

じゃあ、第5条、いきます。役割分担および協働ですね。

町民、事業者等および町は、まちづくりにおける役割分担を明確にし、相互補完および連携によって協働のまちづくりを推進するとともに、地域全体の意識の向上および人材育成に努めなければならない。

若干、長い文章でありますけれども、いかがでしょうか。これは三者で協働ということですね。よく、協働と言うと、町民と町との協働ということは、しばしば言われるのですけれども、これは違って、事業者等含めて、町の全体の資源が協働という形でまとまっていくことを調定するということでもあります。それについては、だいたい議論がありましたし、それでよろしいということだと思っておりますけれども、表現そのものはどうかということですね。

まず、協働は三者であるということを規定して、その次に、役割分担があると。役割分担がある以上は、お互い欠けたところ、足りないところを補い合うということと、つながりあって、要するに相乗効果をあげると、そういうような形で、協働というものを使っていくんだということですね。それを支えるような意識の向上と、人材の育成は、当然のことながら、それにもなって、努めなければならないと、こういう構造になっているわけですね。普通、ここは、だいたい役割分担と相互間の連携というについて書いてあるのですけれども、愛荘町の場合は、やっぱり人づくり、意識づくりについて、改めて強調しておくということですね。そのあたりに特色があるわけですね。いかがでしょうか。じゃあ、これは特にご意見ないようですから、前へ進みたいと思います。

その次、情報の共有ですね。

第6条 まちづくりに関する情報は、愛荘町の公共的財産であり、町民、事業者等および町において共有されることを原則とする。

これ、あえて行政情報と言っていないのですね。まちづくり、ですから、いろいろな諸活動も含めた情報ということですね。これも特にご意見ないようでございますので、じゃあ、一応、この3項目は、基本原則、つまり、これがベースになって、すべてのものが展開するのですよという意味でございます。これについては、合則あるいは、ここに特に入れなきゃいけないという、別に、ものがございましたら、最後につけますので、確認をしていきたいです。いかがでしょうか。はい、じゃあよろしいですね。

その次にいきます。第3章はまちづくりの役割分担および協働ということで、町原則は具体的にどういう展開をするかということですね。まずは、第7条、町民の役割です。

町民は、地域社会の諸活動を自ら組織し、事業者等および町と連携しつつ、地域社会の活性化および課題の解決のため、公共的活動を推進するものとする。

ここにおいて、公共的活動というものについては、先にも出てきましたけれども、これはやっぱり、解釈の住民のところ、少し解説が必要だろうかと思えますけれども、いずれにしろ、みんなのための、とりあえず理解しておきましょう。諸活動を自ら組織するというを、それから、他の事業者等および町と連携する、そういうことを前提として、活性化および課題の解決のためにがんばりましょうということが役割分担ですね。よろしいでしょうか。はい。

その次ですね。事業者の役割、これ事業者等、じゃなくて、等が抜けていますよね。第8条 事業者、これは等だと思えます。事業者等は、地域の経済的活力を高め、地域の雇用の確保に努めるとともに、まちづくりの利害関係者として地域社会の公益に資する資源を提供するものとする。

これたぶん、等でよかったと思えますけれども。やっぱり、事業者の皆さんは、地域の経済力、活力を、これは一番重要にということです。だけではなく、もう1つ、雇用の確保、これもぜひがんばってもらって、それから、事業活動に伴う、いろいろな資源がございますので、その資源を、地域活動を公益のために提供してくださいねと、そういうことで、町の活性化に協力してくださいと、こういう意味だと思います。これは、現在の事業者の方々もやっておられますけれども、こういう規定ができると、あらゆる活動について、そういうことを考えてきたということになるわけですね。よろしいですか、はい。

それじゃあ、その次ですね。団体等および町民自治組織の役割です。

第9条 団体等および町民自治組織は、地域社会の公共的活動の主体として、公共的サービスを広く担うことができるものとする。

これは、町民の役割と町民が集まってグループをつくって、団体等および自治組織の役割の規定です。このあたりは、実際の地域の公共的活動、住民の公共的活動は、団体や自治組織で行うということは、類をもって、あるいは恒常的に重要なものとしてあります。これはいかがでしょうか。定義の方の（3）のイとウが団体等と住民自治組織という関係です。これをまとめて、地域の主要なる活動の担い手というふうに努めているということですね。

○**細江主監** 先生、よろしい。すみません。1つ戻って、8条のところなのですが、事業者、等というのはいらんかなというふうに思うのです。定義の方も、ア、イ、ウからですので。

○**富野委員長** あ、そうか。ごめんなさい。間違いですね。これは事業者ですね。団体等が分かれていますから、事業者です。すみません。私の勘違いでした。よろしいでしょうか。じゃあ、第9条までは一応、いいということですね。

町の役割にいけます。

第10条 町は、行政によってのみ確実に実施できる事務に限定するように努め、地域社会全体の円滑かつ効率的な公共的活動に対し必要な支援を行うものとする。

これはいかがでしょうか。ちょっと文章として、検討するところありますね。どうでしょうか。一つは、公共的活動を支援すると書いてありますけれども、行政の活動は公共的活動に入らないのかという問題なのですね。いや、その決め分けをするかということですね。公共的活動と言った場合に、要するに、解釈のところできちんと書かなきゃいけないのですけれども、いわゆる行政の事務事業と、公共的活動の関係はどうなっているかということがありますよね。これだと、公共的活動というのは、行政以外の活動であって、それを支援するというように読めるのですけれども、それでよろしいのですか。

○山本拓委員 今の委員長の考え、もう一度、お願いできませんか。行政の支援ということと公共的活動の表現のことですか。

○富野委員長 要するに、「公共的活動に対し必要な支援を行うものとする」ということで書いてありますね。単純に読むと、行政は、公共的な活動を支援するという読めるわけですね。それと、行政は公共的活動ではないのか。つまり、地域社会が主体となった、なるような公共的活動というふうに書いてあれば、それは行政以外のと読めるのですけれども。的がつかってしまうと、すごく難しくなってしまうのですね。公共活動、公共的活動って。

○山本拓委員 町自体は、公共団体ですよ。

○富野委員長 でしょう。公共的という、公共的団体とは書かないです。

例えば、第1行の方の「町は、行政によってのみ確実に実施できる行政事務に、その事務、活動を限定する」と、まず書かないと、ちょっとこれは文章として舌足らずの感じがします。何を限定するのかということが書いていないです。目的がなく、町は活動を、行政によってのみ確実に実施できる事務に限定するということですね、何か、目的を書いておかないと、何を限定するのかわからないということが第1行にありますね。第1行には、その活動を、町はその活動とか、何かそれを入れておかないと。あるいは、行政事務という言葉を入れちゃうかということですね。1行目に。

○山本拓委員 そうしたら、町はその活動を…。

○富野委員長 …行政によってのみ確実かつ効率的に実施できる事務に限定するように努め、それはそれでいいと思うのですね。その活動をという目的を入れれば。そうすると、これはちょっと恐ろしいことを言っているのですけれども、要するに、行政によってのみできるような活動に限定しなさいということを言っているわけですから、今やっている仕事のうち、行政でなくてもできるような仕事は、要するに、行政はやらないように努めなきゃいけないということになるわけです。そういうことは、今の行政事務の、見直しをやらなくちゃいけないです。そのうえで、行政でなくてもできる仕事については、行政がやらなくてもできるようなことをやるということで、下の方が効いてくるのですよ。つまり、そういう行政でなくてもできるような公共的な活動については、地域がみんなでがんばってできるようにしましょうという話になるのです。読み方としては。

だから、行政事務と公共的事務に分けるとするのは、そういう意味があるのだというふうに読めるようになるのです、そうすると。おわかりでしょうか。今、町がやっているような公共サービスってありますよね。それは行政でなくてはできない仕事というのは、今、事業仕分けってありますよね、国でもやっていますし、自治体でもやっています。あれをなぜやるかと言うと、行政は議会と、町長さんをトップとする行政機関で、計画をつくって、予算を立ててやりますね。そういう仕事は、本当に町じゃなきゃできないのというのを、改めて外部の意見を入れて、チェックしているのが行政指導なのです。事業仕分けなのです。その事業仕分けと、これは町でやらなくてもいいんじゃないのみたいな仕事がぞろぞろ出てきちゃうわけです。

そうすると、例えば、そういうことがおきてきた場合に、じゃあ町は、行政でなければいけない仕事に、それをまず絞らなさいということが、これに書いてあるということなのです。そのうえで、じゃあ、町でなくてもできるような公共的な仕事、みんなのための仕事なのだけれども、町が必ずしもやらなくてもできるはずの仕事というのがあったのです。それは、下の行にあるように、公共の仕事を受けるのは、要するに、行政が支援をしているいろいな、その仕掛けをつくってやってもらうようにしなさいねという、そういうような文章になるわけです。

○山本拓委員 これぐらい活動領域を、事業者とか、それから町民なりが得ていくためには、それは、掛けたうえで、さらには人材も育成しなければならない。団体も育てなければいけない。そういう方向性のことを言っているのですか。

○富野委員長 だからこそ支援が必要で、人材を育てたり、団体を育成したり。

○山本拓委員 この条文のほかの市民などの役割などを考えると、必要な支援の点を。

○富野委員長 そう読めるように、この条文をきちんと整理しないといけないのだという

ことなのです。

○**山本拓委員** そうですね、上の限定するように努めるということになりますと、これはやっぱり、努めと書いてありますので、あくまで、限定されるものですし、するように努めなくてはならないという努力規定に関しては、どちらも必要なことだと思うのですが、はい。

○**富野委員長** そうですね。ですから、ちょっと、そういう意味では、いや、皆さんがこれを読んで、ずっとそういうように読めるようにしなきゃいかんかなと。ちょっと今のを読んだだけでは、なかなかそこまでわかりにくいんじゃないかなと思いますね。

○**山本拓委員** 入り難いですね。

○**藤田委員** 「行政によってのみ」という部分が引っ掛かってきて、あとの文章は、確実にかつ効率的に実施できる「事務」で、とんがっているん違うかな。事務の方で。

○**富野委員長** うん、そうですよ。

○**藤田委員** そうすると、そのうえの文章は、もういらないです。「行政によってのみ」というやつは。この事業は、公共的な事業になって、この事務は行政のやる事務ではないのかと、いうように解釈しているのだから。これは同じことで、区別するのややこしいでしょうね。「行政によってのみ」というのを、消してしまっ、そこは「確実にかつ効率的に」という文書で入った方が、そのあとに続くことが、実施できる事務ということは、これはあくまでも行政のやる仕事だというように解釈できる。

○**山本拓委員** 言い方が、回りくどいのですかね。

○**藤田委員** 回りくどいんです。

○**山本拓委員** 活動領域を明け渡すとかいう、そういう表現を、あえて自分の領域を限定するという言い方に変えているので、それが伝わり難いのかな。

○**藤田委員** そうすると、下の文章にもつながってくるわけ。公共的ということは、これはもうこれは全部行政がやる方やね。行政の方を、こういうふうに限定せんと、不都合なことある？別にないでしょう。

○**富野委員長** 協働という観点からすると、かなり限定をしていった方が、協働をつくりやすいことはありますよね。例えば、いろいろな福祉の活動とか、環境の活動とか、行政でも一生懸命やりますよね。本当は、町民の皆さんも一緒にやっていただく方がいいわけで、これはできれば、行政で今やっていることを少し縮小して行って、その部分は町民の皆さんができるように仕掛けをつくって行って、両方でやっていくようにするとか、そういうものって常に必要じゃないかなと思うのです。そのときの町民の皆さんが、いろいろな町の活力に関わることでうまく行って、町に対する関心が高まってきますし、地域のアイデンティティーも高まってくるということがあるので、できれば、行政はコストとか、そういう問題だけではなくて、いろいろな公共的活動を住民の皆さんとやって、ちゃんとできるような形をつくっていくために、無理にやらしてもらおうというのじゃなく、そういう仕掛けをつくるのがすごく大事なのですね。

○**藤沢委員** 「のみ」という言葉が、なにかきついで、それなら範囲みたいな、のみと言うと、なにか狭く限定されたイメージがあって、どこまで、どういう意味合いでいいのかと、私らよくわからないのを疑問に思いますけれども。そういう範囲というようなことだったら、ああそのへんの感じかなという、アバウトなイメージが出てくるんじゃないかなと思いますけれどもね。

○**富野委員長** そうですね。

○**山本拓委員** 範囲とか領域とか？

○**藤沢委員** はい、そういうある程度、決めんならん言葉、そういうところを示す言葉が必要ならば。

○**山本雅委員** この10条の目的、今10すべて行政がやっているやつを、3なり4なりを委託しますよと、協働の形で、それが目的の言葉ですよ。

○**富野委員長** まあ、委託も含めてですけれども。地域社会の活動も含めて。

○**山本雅委員** そうですよ。もう端的に、そういった文言を、わかりやすい言葉に直していったらどうですか。これはそうです。協働の言葉、これすごく大事なんです。これがあるから、協働ができるわけですね。だから、もう少しわかりやすい言葉で、この10条を直したいですね。

○**山本拓委員** 協働と参画ですか？

○**山本雅委員** もう、そのために、こういうことをしていかなと、協働ができないというふうには、これは大事なんですよ。この10条は。

○**山本拓委員** その活動において確保するという意味ですね。

○**山本雅委員** そうです。そういう目的です。

○**山本拓委員** 藤田委員さんおっしゃるように、元の意味の方が大事なんです。もう上に引っ張られていますけれども。活動領域を確保していくための支援することを素直に言えばいい。

○**富野委員長** それじゃあ、逆にひっくり返した方がいいですかね。町は、地域社会全体の円滑かつ効率的な公共活動が豊かに展開される地域社会全体の公共活動が活性化されるとか、あるいは十分行われるようにするために、常に、行政の業務の持って行き方を見直さなければいけないとか、何かそんな。つまり、常にそういうことを心がけて、行政というのはやっていかなければいけないのですよという形のことがありうると思いますよね。ちょっと、この文、難しいですよ。

○**外川委員** ずっと、ここで、役割、役割という形で、文がなってきたので、この形の文章でも僕はいいのかなと思うのですけれども、役割となると、やっぱりこの範囲は、責任を持ってやりますという文ですので。

○**富野委員長** そうですよ。協働になってしまいますよね。

○**外川委員** ファジーにつくってしまうと、じゃあ、これはあんたもできるでしょう、私もできますよということになると、どっち責任になるのかということ、おかしくなるのではないかなと思うので、役割をつけていいということであれば、きちんとしたものが、ラインを引いた方がいいのかなと思うのですけれども。

○**富野委員長** 行政の方からいくとそうですね。ここ掘れば、行政がやらなければいけないということがはっきりしてもらえば、あとはいろいろな仕掛けが作りやすいですねということがあっても知れない、確かに。

○**外川委員** やってもらえること、やってもらえないことが、はっきりしてきた方が、期待をでたりしてしまってもだめな部分もあると思うので。

○富野委員長 かえって水ものになっちゃう可能性があるのですね。

○近藤委員 もう少しわかりやすい、みんなに、みんなにと言うか、ちょっとでも皆わかりやすい文章で、目的と言うか、町は何々を確実にかつ…、何々をという、主語というか、そういうのが先にある方がわかりやすい、文章としても落ち着くような気がするのですがけれども。

○藤田委員 「のみ」だけ、削除した方がいいかわからんな。行政によって確実にかつ…この方がいいかもわからんね。のみという、何か抵抗が。これ、我々がこういうふう議論できても、これをほかの人が議論したときに、よりこれ混乱すると思うのです。説明が大変だと思うのです。行政によってのみ…「のみ」だけ消して、行政によって、その方が文章になって理解しやすいと思うのです。ああそうか。そこは分担ができないか。

○外川委員 要は、この「のみ」という、言葉の使い方やと思うけれども、ここでラインを引きますよということを、全体でまとめて理解ができているのみなら使えると思うのですがけれども、この文章の書き方だと、町の方からここまでしかしませんという方に言われているような感じにとらえてられるのかなと思うので、その「のみ」に対しての、今言ってくるように、使い方を外しておいた方がいいのかどうかは、ちょっとわからないのですけれども。

○富野委員長 たぶん、ここ僕ちょっと、この議論の経過があんまりよく覚えていないので申し訳ないのですけれども、たぶん、こういうニュアンスだったんじゃないのかな。つまり、行政は、本来やるべき仕事に、きちんと行政は限定しなさいと。それ以外のところは、要するに、行政以外のいろいろな事業者であるとか、町民の皆さんであるとか、そういうような人たちと協働とか、いろいろなところでそういうようなことで、公共的活動を広く展開していけるように、行政は、それができるような仕掛けをつくって支援していきなさいという、ただそれが言いたかったんだと思うのです。だから、そういうこと「のみ」と入れちゃったところで少しニュアンスが少しずれてきちゃったのかなという感じがしないでもないですけれども。

ただ、本来、行政がやるべき仕事というふうにしちゃった場合に、じゃあ、本来、行政の仕事はなんなのかということ、ここに書きこもうと思うと、すごく難しいのですよ。長くなってしまふ。説明しなくちゃいけなくなっちゃうのですね。だから、そこは解釈のところ、あるいは運用のところ、明確化していけば、一定程度いけるのかなという気はするのですけれども。現実には、事業仕分けだとか、あるいは、いろいろな事業分析をやる際には、行政の本来やるべき仕事というのは、一応定義しながらやって

いくわけですよ。

○藤沢委員 ここを、だから、行政の範囲においてという言葉に変えて、その行政の範囲とは何かというのは、あとの説明で細かく示していくというか、そういう形でどうでしょうか。

○富野委員長 それもありますよね。

○藤沢委員 はい。そうするとわかりやすいかなというのがあります。

○富野委員長 町は、行政として確実かつ効率的に事業を実施できる範囲に、事務も限定する、とかいうことですか、今の言葉を聞いていると。

○外川委員 きついですね、そっちの方がきついですね。行政はここまでですという方が。

○富野委員長 どうでしょうかね。

○山本雅委員 この文章で、ここまでは行政がやらせて、ここが民間がやらせてとする、分けてしまうと、未来永劫、それは変わらないわけですね。世の中の変化についていけないわけですね。だから、ここでは、それはしたらあかんのですわ。私、今10条が言わんとしていることは、このページの下の12条のこの言葉とほぼ一緒になってくると違うかも知れませんね。

○富野委員長 少し違うのじゃないかなというのは、町の役割といった場合に、今、町がやっている仕事が、そのままいいのかという意識があるのですね。12条の方は、町民の皆さん、がんばってくださいねというルールですわね。だから、本当は、10条と12条はついになっているわけですね。そういうことは実は、10条の下の方があげて、この10条の下の方と12条が対話しているという、そういう感じかなとは思っていますね。

う～ん、だから、そうですね。あまり固定的に限定しないように、しかし、一定の明確な枠づくりができるように、難しいことを言わなきゃいけない。

ただ、よく法律か条例で、厳密に定義する、規定する場合、何々、何々何なりと、例示規定というのがあるのですね。例えば、保健・福祉・教育とか、そういうように行政が入ることは、ここですよと区切っちゃってやると、これは非常に厳密に決めちゃうことですよ。ただ、これについて、行政の範囲ということ、例えば、言葉として使う場合は、その範囲は時代を経て変わってきてもいいという形になってきますよね。そのと

きに求められる行政の姿って。だから、そういう程度の枠組みであれば、一応、そのとき、そのときで、我々が求めている行政像、あるいは行政に求められる業務範囲ということですね。その都度、お互いに、町民の皆さんと行政が議論をしながら、じゃあこの程度は、ちゃんとやってもらいましょう、ずっと。しかし、こっちは我々で競っていますね。逆に議論ができてくるという、そういう理解もあり得るので、その程度の限定はしてもいいのかなという感じはあるのですね。

これは、あとにしませんか。1つにこだわっていると、あとのが進まなくなりますので、じゃあ、ちょっと、これはあとでもう1回戻ってきます。でも、だいたいニュアンスとしては、なんかよく、なんとなくわかっている感じですので。

○**藤田委員** 米原のように、ここまで解釈を書くとはよくわかるのです。

○**富野委員長** そうなのですよ。だから、解釈でね。

○**藤田委員** 解釈、書くとわかるでえ。

○**山本拓委員** ようわかります。領域の話も出ています。

○**富野委員長** 本当は、運用解釈ということですね、決める、一応埋め込みするというところで、ここのところは文章として、わかりやすい文章であるということはある得です。そういうことで、ちょっとおいておきましょう。はい。

じゃあ、11条いきます。協働のまちづくりですね。

まちづくりには、町民等のほか、愛荘町をより良くしたいと考えている人はすべて参加することができる。

2項目、町および町民等は、互いに個性や能力が発揮できるよう尊重し、協働のまちづくりを推進するものとする。

ということですね。これについては、いかがでしょうか。町民等というのは、第2条では、町民の定義として、町内で働く者および学ぶ者をいうと、あるいは町内に住所を有する者、働く者、学ぶ者ということで、これで、町民等というのは、この町民の定義そのままでもいいのですかね、それとも、もっと広い範囲ですか。もし、第2条も(1)の定義を使うのであれば、別に町民等にする必要がなくて、町民でそのままいって、それ以外に関心を持っている人とか、その他の人をやってもらっていいのですよということになるのですけれども。等にしますか、どうしますかということです。もし問題なければ、町民の方が、ここで新しく言葉が出てきてしまいますので、町民に直ささせていただいてもいいかと思えますけれども、いかがでしょうか。はい。じゃあ、これはこれで。

第2項目ですね。町および町民等は、互いに個性や能力を発揮できるように尊重し、協働のまちづくりを推進するものとする。これ、町に個性というのは言えるのかなと、若干、素朴な疑問なのですけれども。この場合の個性って、個人のことを言っていたんです。互いに町民の個性や能力を発揮するよう尊重しという意味なのでしたか、それとも、互いに町も町民も個性・能力が発揮できるというそう意味で、どちらでしたか。

○山本拓委員 今のでいいのと違うの、話が。表現のことですか。互いに個性や能力。

○富野委員長 そうですね。

○山本拓委員 たがい、個性や能力をのところでですか。

○富野委員長 個性というと、個人の個性みたいになってしまうので。

○山本拓委員 表現は個性ですけれども、資質のことを言っているのでしょうか。

○富野委員長 資質か？そうか。特性じゃいけないですか。特性。

○山本拓委員 特性？特性の方がいいかな。

○富野委員長 個人だとか、要するに町民の特性とか、あるいは町の特性を持っている、それぞれの特性ですね。それや能力の力。特性に直させていただいていいですか。はい。お互いに尊重しあうと、やっぱり、どっちがどっちか、原木であるというようなことはなくて、お互いに尊重しあっていきましょうということで、協働に関しては大事なことですよね。

○山本拓委員 ここでも町民等になっていますね。

○富野委員長 じゃあ、これはどうなのでしょう。町民のほか、愛荘町を良くしたいと考えている人が参加することができるかと書いてあるので、逆に、これは、町および町民等でいいのかもしれないということですね、1を受けると。どうします？

○山本拓委員 別に、思いますけれども、1項の方の町民等というのは、事業者等を含めて書いてあるのかなと思いますね。町民と事業者等を含めて町民等というイメージなのではないかなと。

- 富野委員長** そうか、そうすると、町民等。
- 山本拓委員** つまり、第3章の第7条から10条までの全員という意味で町民等を表現しているのではないかなと思うのですけれども。
- 富野委員長** そうすると、ちょっと読みきれないんじゃないかしら。だったら、「町民および事業者等のほか」と書いた方が、より明確じゃないですかね。町民等と書きちゃうと、ちょっと人に引っ張りあっちゃいますね。
- 山本拓委員** そうですね。羅列するのなら、7条から10条まで全員並べて、もほかに、となると思うのですけれども、長すぎるので、委員長の今の「町民、事業者等のほか」。
- 藤沢委員** ここで突然、町民等という言葉が出てくると、最初の定義に、町民・町・事業者それぞれ定義があるのに、ここで町民等が出てくると、じゃあ町民等の等はどこまでいくのかという、だから、いきなり町民等という言葉が、それで出てこない方がいいかなと思いました。あとは、面倒でも町民と事業者等。
- 富野委員長** ちょっと長たらしくなるけれども、それだったら、町民・事業者等および住民自主組織。
- 藤沢委員** でも、11条は町民とほかでいいと思います。
- 富野委員長** ああそうか、人と書いてある。人と書いてあるから、個人ですね。じゃあ、町民でいいかな。どうですか。要するに、人に着目して書いてあると。でもなあ、まちづくりには書いておるので、ねえ、まちづくりの当事者と考えたら、やっぱり人だけじゃない感じだからね。
- 山本拓委員** やはり、7条から10条まで全員にあるものを含めると、ほかにも。
- 富野委員長** やっぱり、これは念入りに長たらしく書きますか？どうですか。
- 藤沢委員** 11条は、まちづくりには、町民のほかは、なしに、まちづくりには愛荘町をより良くしたいと考えている人はすべてとした方が、かえって言おうとしているところがわかるような気がしますけれども。町民のほかとか、町民および事業者等のほかとか、町民等のほかとかという言葉を入れるよりは、愛荘町をより良くしたいと思う人は

すべてというふうに持ってきた方が、あえて、そのことが必要ないと思ったのです。

○松浦委員 それいいですね。その方がいいですよ。

○富野委員長 そうしますか。当事者は当然だと。当事者以外にもこういう人も大丈夫ですよと。

○藤沢委員 11条については、そう思いますけれども。

○山本拓委員 僕は、また「人」というのが引っかかります。人を何か変えられないですか。者、事業者？

○富野委員長 「もの」ですか。

○藤沢委員 事業者も人ですからね。人が動かないと、ものが動かないわけですから、やっぱり主体は、動くの人、動かすのも人、ということで、すべてを含むと思うのですけれども。

○山本拓委員 解説で、そうして裏打ちしていただいて。解説の方で今の事業者も含めて解説で書けばいいのですね。ここは1つ表現して。

○富野委員長 それだったら、「もの」と書いておいて、解説した方がいいのじゃないでしょうか。

○藤沢委員 「人」じゃなくて、「者（もの、しゃ）」ということですか。

○山本拓委員 「者（しゃ）」ということで。

○富野委員長 その方がいいじゃないでしょうか。個人も入るしという形で、解説を書いた方がいいんじゃないでしょうかね。じゃあ、「町民等のほか」を外して、まちづくりには、愛荘町をより良くしたいと考えている者はすべて参加することができる。ということにして、解説で、者を解説するとしましょう。

「町および町民等は」、ここはどうしましょうか、そうすると。

○山本拓委員 ここは、「まちづくりに参加するものは」というふうに。

○藤沢委員 ああ、そういう主語にした方がいい。まちづくりに参加するものは、互いに特性や能力を発揮できるよう…。

○富野委員長 そうですね。「まちづくりに参加するものは、互いに特性や能力を発揮できるよう尊重し」、そういうふうにした方がいいですね。はい。そこはそういうふうに。

次に、12条ですね。町民と行政との協同推進です。町は、協働のまちづくりを進めていくために、町民等が自立して活動するための仕組みや協働のルールを整備し、必要な支援に努めるものとする。

第2項として、町は、重要な施策の企画立案、実行、評価の各段階において、適切な協働の手法を整備しなければならない。

これは、まちづくりのあり方が11条にあって、それを具体的にこういうふうにしなさいということで12条ですね。1つは、要するに、町民、ああここにも町民等、まちづくりに参加するものが自立してと書いてありますか。でも、自立するというと、やっぱり町民、町内の話ですね、基本的には。どうでしょう。このところですね、ここで町民等というのを、やっぱり使った方がいいかも知れませんが、この部分は。それで、解説で、町民等について、まちづくりの当事者である町民と事業者と団体等、それを設定に、これを解説してもいいかもしれませんね。ここは広く自立ですから、入れやすい、町内の各主体のことを言っているわけですから。じゃあ、ここは町民等ということを使わせていただいてよろしいですか。で、解説に加えるということで、はい。まず、その仕組みづくりを、ちゃんとやらなければいかんということと、2番目では、行政のいろいろな仕事を進めるにあたって、協働の手法を整備しなければいけないということですね。両方ですね。これでよろしいですか。はい、一応。

第4章 持続的な発展ですね。持続的な発展については、2つ今回あります。

13条、人材づくりです。町は、町民等がまちづくりの担い手になるように、自主的に学び、活動できる環境の整備に努めるものとする。

これは、まちづくりの担い手に今になってないからというのは別ですね。これは、町は、町民等がまちづくりの主体として活動することができるよう、自主的に学び、活動できる環境の整備に努めるようにする、ではまずいのですか。

○山本拓委員 僕はいいですね。

○富野委員長 ちょっと今、「まちづくりの担い手」というのを、まちづくりの主体として活動できるよう、自主的に学び、活動できる環境の整備に努めるものとする。「担い手となるよう」と書くと、今は担い手ではないという、そういうニュアンスになってしまうので、ちょっと変えた方がいいかなと。どうですか。いいですか。はい。

子どもの育成ですね。町は、保護者、地域住民、関係機関と密接な協力・協働の体制

を確保し、子どもが夢と希望を持って未来を担うことができるよう、子どもの健全な育成に積極的に取り組まなければならない。

これは、持続的な発展について、他の市では、こういう書き方はしていませんので、愛荘町独自の考え方でありますね。つまり、持続的観点については、子どもたちが非常に重要であるということ、明確にするということでもあります。この項目については、皆さん入れるということで、まとまったわけですので、あと表現の問題だと思えますね。

○**山本拓委員** 議論のときに、「健全な」のところが引っ掛かった覚えがあるのですが、でも、何かのびのびという表現にした方がよいかという議論があったと思うのですが、最後の結論は忘れまして。

○**富野委員長** そうか、「健全な」という言葉、ちょっと議論ありましたね、そう言えばね。どうでしょうか。

○**森野委員** 健全をやめるということですか。

○**富野委員長** 何か、そういう議論があったような気がしますね。で、「のびのびと」に変えますか、それとも。何か言葉として。

○**山本拓委員** つながらないのですよ。今入れようとしたのですけれども。

○**藤沢委員** 子どもがのびのびと育つよう、その育成に積極的に取り組まなければならないぐらいがいいのでは、続けたら。

○**富野委員長** そうですね。どうですか。

○**山本拓委員** 僕はいいと思いますね。

○**富野委員長** あるいは、そこまで言ってしまわないで、要するに、そういう環境を積極的に整備するみたいなコンセプトですよ。

○**藤沢委員** 環境の方が大事かもしれないです。子どもがのびのびと育つような環境の整備、環境を…どういったらいいか。

○**富野委員長** というか、子どもが夢と希望を持って未来を担うことができるよう、その環境の整備に努めなければならない方が、のびのびということを入れてもいいのです。

れども、むしろ、健全育成というよりは、そのための環境整備に努めるというふうに書き替えちゃった方が、何か素直に読めるように気がしますが。

○**藤田委員** 健全な方がいいんじゃないかな。健全の方が今までどおり。健全というのは、良い、悪いをはっきりしたことをするというので、健全な財政とか、いろいろ言いますわね。のびのびと言ってしまうと、抽象的もとな。

○**富野委員長** 実は、これがちょっと異論が出てきたのは、健全というのは、最近、児童福祉の方で言うと、健康な子どもでなければいけないとか、いろいろな、子どもって、いろいろな環境で問題を抱えている場合もありますよね。それは悪いことだみたいな話になっちゃうと、そういう子どもたちが一種厳しい状況に立たされちゃうことがあるというのが、よく言われているのですね。そういう意味で、子どもたちが素直にそのまま受け入れてあげましようというところから始まって、そういう子どもたちはのびのびと、生きられる社会をつくっていくということを、よく言われているのですね。ちょっと、そういう意味で、健全という言葉は悪い言葉じゃないのですけれども、少しそういうふうにつなげてしまう方々もいらっしゃるので、あんまり使わない方がいいのじゃないかなという話があったのですよ。

○**道明委員** 文科省は、「心身の」を、よく使います、前に。心も身体も健全と、身体のためにとられないと。心身。しかし、のびのびというのは、意味を誤解されやすいですね。教育者から言うと。単なる、何がのびのびやということになる。そのあれを説明しておかないと。例えば、やたら元気だけ、気持ちはのびのびと、意味はない。

○**富野委員長** ハ、ハア、なるほど。

○**外川委員** 子どもが夢と希望を持ってということで、ちゃんとしているので、この文章を、子どもが夢と希望を持って未来を担うことができるよう、積極的にという部分につなげてしまえば。

○**道明委員** それでもいいわね。すっきりするわね。

○**富野委員長** だから、僕が言いたいのは、そこなんです。つまり、積極的に環境を整備するという、そういうような部分。わりに中身をあんまり入れちゃうと。やっぱり、子どもたちが、本当に気にいったやっぱり夢と希望を持ってほしいということでしょう。

○**外川委員** そこです。そこが一番大事なことです。

○**富野委員長** それを、大人たちの責任でちゃんとそういう社会を、環境整備をしていかなきゃいけないという、そういう意味でしょうから、どうでしょう、ちょっと、そこら辺は。

○**外川委員** 言葉を変えなければいけないけれども、これをきちんとうたわないといけない。

○**藤沢委員** 健全なとかいう言葉でというと、いろいろな思いが、個人個人の話が出てくると思うので。

○**富野委員長** いろいろな思いが出てくる可能性があるのです。それぞれが。

○**山本雅委員** 環境整備といっても色んなものが入ってきますからね。教育の環境もある、施設の環境、家庭環境も地域環境も全部入っていますから、環境整備という言葉が入ってきた方が使うのにはよいと思います。

○**富野委員長** 社会的にいろいろなことが言えるので。じゃあ、どうしよう。子どもが夢と希望を持って未来を担うことができるよう、子どもたちの環境、むしろ、それか、すばらしい環境の整備に積極的に取り組まなければならない。と、そういう感じでしょうか。はい。

○**外川委員** そういう感じがいいと思います。

○**富野委員長** 1つ、実は私は、これ条例の判定ということで、環境のことについて、よく他の町の条例では入っているのですね。というのは、持続的に発展というのは、前にもちょっとお話をしたことがあると思いますけれども、3つ要素があって、一番こういう最初に言われたのは、環境がきちんと実用されるまで、重なって、みんなが環境教育できるようにする。

2つ目が経済的に、例えば雇用を確保されたり、経済活動の設定というのが出てくるのがあって、みんなが一定の豊かさを確保できる。

3つ目が社会の中で、みんなが人と人がつながって、その地に社会生活を行えるような、社会の状態を確立させる。この3つの側面を持っていると思います。

だいたい人材づくりとか、自然・伝統ということについて、あるいは、経済的に保護することについて前にも必要と言っていますので、一番実はここに抜けているのは環境問題なのですね。環境問題については、今の愛荘町は比較的良好な状態だというふうに、

皆さん、認識があると思いますので、あまり逆に強く意識されていないのかなと思いますけれども、将来にわたって、環境について持続性を確保するということを書き込まないでもいいのかなと、ちょっと思うところがあります。

ただ、それは、ここで皆さんのご意見があつての話ですから、ちょっと、その点について、できたら少し議論をしていただければと思います。

その前に、ちょっとその次のところをやってみましょうね。自然と伝統の保護ですね。これは歴史的に言って、社会的な情勢にかかることですね。

第15条 町民、事業者等および町は、まちづくりの参画にあたり、豊かで美しい自然といつまでも共に生きるために、自然環境および景観の保護に努めるものとする。ここにあげていますね。

事業者等は、事業活動にあたり、その責任において自然環境および景観を保護するよう努めなければならない。

町民および町は、先人が残した歴史と文化を尊び、次代へと継承できるよう努めなければならない。

事業者等は、町民が地域の歴史や伝統を理解し守ろうとする活動を支援するとともに、事業活動にあたり、その責任において文化遺産を保護しなければならない。

すみません。ちょっとここに入っていましたね。僕、ちょっと、これ読み落しましたね。そういうことで、自然と伝統の保護ということで、15条にまともっています。これについて、ちょっと協議していただきたいと思います。

この15条の2なんですけれども、「事業者等は、事業活動にあたり、その責任において自然環境および景観を保護するよう努めなければならない」というのは、1というか、本則とどう違うのですか。本則というか、1の部分ですね。そこと、どう違うのかということなのなんですけれども。要するに、「町民、事業者等および町は」ということで、まず、努めることになっていきますよね。なおかつ、念押しして、「事業者等は」と書いてあるのは、事業者は信用できないので、もっとちゃんとやってくれと読めるわけなんですけれども、そういうふうに書きます？なにか、ちょっと。

○山本拓委員 考えたときには、もう少し議論があつて、最終こういう形になったのですが、事業者等のまちづくりの参画にあたりという1項の活動と、2項目の事業活動にあたりという活動が、違うという意味で、書き分けてあるのです。

○松浦委員 なるほどね。

○富野委員長 どうでしょうかね。

○山本拓委員 もう少しシンプルにしなければいけないというところで議論は終わったの

で、これが、議論の元のままの形になっているので、もっと簡単にはできると思うのですけれども。

○**山本雅委員** 15条の最初の文章ですね、「住民、事業者等および町は、」そのあと、最後の「自然環境および景観の保護に努めるものとする」という文章にすれば、1と2、もう全部入りますよね。

○**松浦委員** 2を抹消したら。

○**富野委員長** 「まちの参画にあたり」って、特に断わらなくてもいいということですね。

○**松浦委員** 2は抹消してもいいんじゃない。

○**富野委員長** そうしなきゃ、ほんとう、できてしまう。

○**山本拓委員** まちづくりの参画にあたりで消せば、もう1個で足りるということです。

○**富野委員長** つまり、あらゆる場面でみんながんばりましょうということでいいんじゃないかと思えますね。そうしません。なんて、事業者、みんな少しきついかもかもしれません。いいですか、それで。

○**道明委員** 共存という言葉を使っていなかったですか、今まで、共にという。

○**富野委員長** ええと、共に生きるためにということなので、協働にしますか。どちらでもいいと思うのです。

○**道明委員** 共存を使っていたら、使った方がいいと思います。

○**富野委員長** じゃあ、「豊かで美しい自然と共存するために」で、よろしいのですか。いいですね。で、2項は、一応1項に統合するということですね。

それで、問題は、この1項、2項を今統合した部分と、3、4を一緒の項目で、自然と歴史というふうに、伝統とするのか、別項目に立てるかということですね。ちょっと、そのあたりは、少し性格が違うのが入っていますので、分けることも可能ではあると思います。どうしますかね。全体のバランスから見ても、例えば、13条、14条は、やっぱり人に関するもので、それを人づくりと子どもということで、特にこれは重要だということ、分けましたね。

そういう意味では、15条も1つにしておくよりは、2つに分けた方が、バランス的には、だいたい分け方としてはいいように思うのです。そういう意味では、15条を2つに分けて、今、修正した部分と、その次に16条を新設して、伝統の保護、あるいは伝統の継承と保護みたいな形で、新しい項目を立てるということは在りうるし、ちょっと、その方がバランスがいいと、私は思いますが、どうでしょうかね。特に、いろいろなのを、ちょっと、それをつくってみて、最後に調整しましょうか。

16条として、伝統の継承と保護という形で、3と4を16条に一度に入れるということで、各それ以降のあと、1条ずつ、ずらせるということ。

ここで、事業者等ということがありますが、これはどうしましょうか。特にここにあるのは、地域の活動を支援してくださいということを、事業者に求めていますよね。もし、それが重要であるということであれば、2項も残すということだと思うのですね。

○道明委員 3、4で、ちょっと複雑になっているのは、タイトルが、自然と伝統の保護になっている。伝統が先になるのですが、3番では歴史と伝統と言っていますね。その次では、4番では、歴史と伝統と。文化があつて、歴史と伝統。文化・伝統・歴史、3つがテレコになっているから、はっきりしない。

○富野委員長 ちょっと整理が必要ですね。

○道明委員 あつさりと、先人が残した歴史・文化等を、伝統の一言で区切ってしまうか、町民の地域の伝統、歴史や伝統、歴史と伝統と、歴史や文化、歴史と伝統、そこがちょっと複雑な。

○富野委員長 そうですね。まあ、伝統と言ったときに、歴史と文化をまとめて表現しているんだという、理解の仕方ができますよね。

○道明委員 だから、伝統だけで、全部、じゃあ。

○富野委員長 そういうまとめ方はできると思いますね。あるいは逆に、新16条のタイトルを、歴史と文化の継承と保護、でも、そうすると、そうだな、重なっちゃいますね。

○道明委員 歴史と文化と伝統ですか。どういうふうなことですかね。

○山本拓委員 歴史と文化という表現は好きですけどもね。

○富野委員長 何かそれは馴染みがあつていいのですけれどもね。歴史と文化か。伝統は、

どっちかという、文化にかかるものですかね。

○**道明委員** 伝統の中には、悪い部分の伝統もありますよね。継続しなくてもいい伝統。これは歴史と文化で。

○**富野委員長** 歴史と文化でまとめましょうか。それじゃ、歴史と文化の継承と保護にしましょう。3の方は、町民および町は、先人が残した歴史と文化を尊び、次代へと継承できるよう努めなければならない。これはいいですね。

4はどうでしょうか。これはこれで残しますか。要するに、事業者だけに、新しくこういうことをやってくださいと言っているわけです。文化等の支援ですね。文化資産の保護というのは、具体的にはどういうことなのですかね。企業がやるということは。

○**道明委員** あんまり知らんな。

○**富野委員長** これ、提案された、ちょっと、僕はよく。

○**山本拓委員** これは、土掘れば、文化資産が出てくるという、その歴史文化資産を保護というものも含まれますし、学びたいものがあつたら、伝統産業を広く子どもたちに体験してもらおうという活動も含まれると思うので、全体として文化資産の保護ということに至りましたのです。

○**富野委員長** そうすると、その責任をおいてやらなければいけないということは、企業が、独自にやりなさいということですね。

○**山本拓委員** そうです。参加自由ですね。

○**富野委員長** 行政は、あんまりそれを支援しなくてもいいという感じになりますよね。

○**山本宅委員** う～ん、事業活動ですからね。

○**富野委員長** 事業、どうですか、その提案。具体的に、今、企業がそういうようは、例えば、その歴史と文化を、伝統を理解しようとする活動を支援するというのは、具体的にあるのですか、今。

○**山本拓委員** 具体的に言いますと、今、商店街などで所有されている文化財的な建物、とかあるじゃないですか、そういった建物は、ほとんどが民間のものになっています。

ユニックスさんの倉庫ですとか、今の郡役所だってそうですね、農協の持ち物です。そういったものを保護するという意識がなければ、すぐにでも明日にでも壊されそうなものばかりなので、そういったものを保護する意識は、ここで持ってくださいよということが言いたい。そういう読みがあるのですけれども。

○富野委員長 そうか。ただ、事業者の力だけで、それは守れるものなのですかねえ。

○山本拓委員 守れなければ、もうあと10年、20年のうちにはすべてなくなってしまうでしょう。

○富野委員長 いや、そうなのですけれども、例えば、事業者は、それを守りたいと思って守られているときに、例えば、町が多少バックアップするとか、町民の皆さんが、みんなで協力するとか、そういうことだってあり得るわけで、これ事業者の責任になっちゃっているのがちょっと気になるのですよね、それが。

○山本拓委員 町は、上の第3項のところで、言っていますから。

○前川委員 でも、わかりやすいように、もう1回、町を出してもいいんじゃないですか、ここで、まず1回、その方が事業者等だけじゃなくて。

○富野委員長 あの、これは、主語は町民ですよ。

○山本拓委員 第3項ですか。

○富野委員長 4項です。町民がその活動をするときに…。

○山本拓委員 主語は事業者等です。

○富野委員長 ああ、そうか。

○前川委員 事業者等になってくるのは、ちょっとねえ。行政の方で推進にしたら、どうですか。

○富野委員長 ちょっと、事業者が気になる。かわいそうです。4の方で事業者および町はと書いてしまうと、じゃあ、3とどう違うのだという話になってきちゃうのですよ。そこのところですよ。どうですか。事業者の皆さんはどうですか。感じとしては。

○山本雅委員 (4)は、純粋な資本活動のさまたげになる恐れがあるのですね、これは。

○富野委員長 あり得ますね。

○山本拓委員 更地にしてしまった方がいいものがありますからね。

○藤沢委員 やっぱり、事業者に対して厳しく規制する条項がきちんとあるというのは、大事だと思っている、こういうものを守っていくためには、しつこいなというぐらいに。

○山本拓委員 そうですね。営利活動のもとには、すべて関係なしということで。

○山本雅委員 ただし、今、営利活動という場合にも、環境面に関してはかなり規制が入っているのですよね。現実には、今現在も、契約団体から。

○山本拓委員 自然環境？

○山本雅委員 環境、自然環境に関しては。それに対して、そういう、ここでいう歴史的というように関しては、今のところ、特に自主的に任せますような現状なのですね。それをみんなで守っていこうという、その考え、掛け声はいいのですが、この最高規範でぼんと出てしてしまうと、これが妨げになってしまう恐れがあると思いますね。

○藤沢委員 この第2項は、なくなったのですか。ありますか。

○富野委員長 第2項は、統合したのです。

○藤沢委員 残す？

○富野委員長 統合しました。

○藤沢委員 ああ、1に統合した、そうですか。

○富野委員長 ただ、一応読み方としては、町民および町はというのは、3になっているので、そこら辺は、文化財や歴史は大事に守っていく主体ですよということはありませんね。それに対して、事業者が、じゃあ、それに対してどうかですが、当然、念入りに4

で決めているということですよ。そういう意味では、まあ歴史および伝統については、基本的には町および町民側が主体としてやっている、事業者の方は、それを支援する立場なのですよということ支援し、やっぱりそれには積極的にかかってもらいたいということを書きたいわけですね。そういう意味でいいのですものね。ちょっとそのニュアンスを。

○**藤沢委員** その意味が読み取れまして、1と2が一緒の形、1になっていれば、3は町民の立場、町と町民、事業者は事業者の立場で多少、立場が違ってくるところが、あえて説明されているという感じで、15条についてはそう思います。

○**富野委員長** じゃあ、どうでしょう。事業者等と言ったら、やっぱり団体も含めてですから、これが「事業者が」となっていないので、じゃあ、町民および町以外の地区自治体の方は、それを支援する立場で、自らが事業活動で文化遺産をきちんと守っていくようにしてくださいねと、こういう規定だというふうに読んで、これは残すことにしましょうか。いいですか、それで。

○**山本雅委員** 今ほど、支援するところまでならいいと思うのですけれどもね。支援する。

○**山本拓委員** ですね。ここまではわかりやすい。引かかるのは、その次ですね。2つ言っているの。

○**山本雅委員** 支援するというのは、具体的に誰かがやっていたということ、経済的にバックアップするのも支援ですし、自らのものを守っていくのも、それも間接的な支援になりますから。

○**山本拓委員** 伝統産業もですね。

○**富野委員長** 保護しなければならないと、ここで書くと、やっぱり当然、条例をつくって規制するということになりますよね、事業活動を。例えば、保護に努めるものとするというようになっていれば、まあ多少はいいのですけれども。

○**藤沢委員** 事業者の動かない事業活動になっていますし、事業者が動くということは事業活動においてであるのは、ねえ。

○**山本拓委員** そう、事業活動ばかりではないかもしれません。いい面もあるかもしれませんよ。社会的貢献運動、活動もあるでしょう。

○富野委員長 義務規定というと、やっぱり強制力を持つということになりますから、例えば、条例を別につくって、きちんと義務化するという必要は必要になってくるのですね。ここで、通りそうになると、義務規定になる、あるいは。今、もし、そういう規定がなければ、条例はつくられるんじゃないですよ。そのときに、もうここで義務化しているということになると、義務であるという前提の条例しかできないですね。そこはちょっとね、そういう意味では「努めることにする」ということにしておけば、どの程度義務化するかということは、その条例をつくるときに、選択し、議論もできるのですよね。

○山本拓委員 ものを使わない、これはいいということ。

○富野委員長 そういう意味で、「努めなければならぬ」ぐらいにしておいた方が、実際に制度を整備するときには、一定、程度やりやすいというのがあるんですけどもね。

○外川委員 ここで言う事業者という中にも、町民ももちろんいらっしゃるの。

○富野委員長 いや、これは団体等なので、そうですね。

○外川委員 団体等も入ってくるので、この事業者等は、事業者において、町民が地域の歴史や伝統を理解し守ろうとする活動を支援するという、いう活動の中で、そういうことを守ってほしいというふうにしてしまうと。

○山本拓委員 事業活動があまり効いていないですね。これは限定のようでもあるけれども、そうでもないしと、「事業活動にあたり」というのを取ってしまった方が。

○藤沢委員 すっきりするようですね。

○山本拓委員 特に、事業者等の中には、自治会やらも入ってきているし、住民自治組織もありますから。

○藤沢委員 何か、事業活動って何かというの、たぶん違いますから。それとともに、その責任においてと、簡単につなげてしまっていないかなと。

○富野委員長 じゃあ、どうでしょう。事業者等、町民が地域の歴史や伝統を理解し守ろうとする活動を支援するとともに、その責任において文化資産を保護することに努めな

ければならない。で、どうでしょうか。たぶん、そこまで書いても、やっぱり、制度化は必要だと思うのですね、これができれば。

そのときに、どういう条例にするかというのは、議論するということで、けっこう、これをつくると、実際、条例を相当つくらなきゃいけないので、義務化されたのは、必ず条例つくらなければいけない問題ありますし、そういうことがあるので、そのあとのことを考えていただいて。

○藤田委員 開発防止や、開発するときには、やはり文化財があるときには規制がありますし、これはもうわかっています。ただ、高層ビルを建てたりするのですわ、それは規制がない、ここに。だから、その辺は認識してもらうような、その経過を書いておかないかん。これを抑えるのに。

○富野委員長 それは、15条の1の方で、自然環境および景観の保護に努めるものとするということがありますね。ですから、これについては、もし、町にそういう条例がなければ、今後、そういう条例を整備するというふうになってきます。これが根拠になるのですね。

じゃあ、どういうふうに努めるのかということで、条例で具体的に、ラインを定めるもので、努めるものというのは、精神規定ですので、具体的に制度化するときには、やっぱり、条例で明文を決めていかなければいけないですね。そういう意味では、それらのもっとするから、これは精神規定だから実際やらなくてもいいんだということにはならないので、やっぱり制度化すべきことは必要なるのです、どうしても。そういうように、読んでいただかなきゃいけないですね。ここに書いた以上は、必ず、これは町全体の動きに関わってくることで、制度化するということは、前提になるわけですから、各項目を。

えっと、よろしいでしょうか。じゃあ、一応、ここは2条に分けて、16条を新設して、まず1と2は統合して15条にします。3と4を統合して、歴史と文化の継承と保護という部分でまとめて、そういうことにさせていただきます。

それで、だいぶ時間が引っぱってしまって、本当は今日は全部終わらせなかったのですが、ちょっと終わらないね。その次、第5章ですね。情報共有の推進です。

第16条、町民および事業者等は、まちづくりについて適切に判断し行動するために、町が管理する情報を知る権利を有するものとする。

これは知る権利に関する条項ですね。これはいかがでしょうか。これは権利の方ですね。だから、町がどうするかというのは、その次の17条に書いてありますね。一応、権利としては、これでよろしいでしょうか。はい。

○道明委員 しかし、これを何を目的に、適切に判断し行動するというのは。適切に判断

し行動するというのは。適切に、判断する。あっさり、例えば、町が常にそういう情報を、町民は知る権利をもっているんだぞと。

○富野委員長 シンプルにしちゃいますか。

○山本雅委員 まちづくりについて、町が管理する情報を知る権利を有するものとする。

○富野委員長 それはいいですね。そのほうがすっきりしますね。じゃあ、そのところは、「まちづくりについて、町が管理する情報を知る権利を有するものとする。」と、そういうふうシンプルにしておきます。

それに対して、行政はどうするのということですね。情報整備、公開および提供ということで、行政の方からです。

第17条、町は、施策の立案から実施、評価に至るまでの過程について、わかりやすく説明する責任を有する。

2、町は、町民の知る権利を保障し、町政への参画を促進するため、必要な町政情報を積極的に提供するものとし、町政の推進に役立つ情報については、町民等からも積極的に提供するなど、互いに情報を共有するように努めなければならない。

3、町は、町民等との相互理解を深めるため、対話する機会と参加しやすい環境づくりに努めるものとする。

この3項目でございますけれども、いかがでしょうか。

○道明委員 17条のはじめは目的項がないですね。誰にわかりやすく説明する責任を有するのか。

○富野委員長 そうですね。

○道明委員 町民等？

○富野委員長 これは、町民等でよろしいでしょうか。

○道明委員 町民等で、わかりやすいです。

○富野委員長 その他、意見ございますか。私、ちょっと疑問があるのですね。2項なのですけれども、一般的には、町の方の、ここは情報の整備、公開等について規定するのですけれども、町民からも積極的に提供することも、わざわざ書いてあるのですね。だけど、これは、別にここまで書かなくてもいいんじゃないかと思うのですが、それと、

町の方でやるべきことについてね、町民のやるべきことも一緒に混ざっちゃっている気がするので、「情報を積極的に提供するものとする。」と、いう程度でいいのじゃないでしょうかね。

○道明委員 そうですね。

○富野委員長 少し、あんまり、混ざっちゃうと、かえってわかりにくい。はい、一応、私の提案としてそうします。あとどうでしょうか。

3項は、これは情報の整備、公開および提供とどういう関係があるのか、ちょっとわかりにくい部分で。もし、入れるとしたら、「町は、町民等との情報の共有および相互理解を深めるために」ぐらいを入れた方が、実は、参加とか、対話というのは、もう情報の共有の1つなのですね。そういう意味で、情報の中に入れるのだったら、やっぱり、情報を共有するためとか、それを入れないと、ちょっとずれてしまうかなという思いもあるものですから。どうでしょうか。はい、じゃあ、特にご意見なければ、あと1項目、情報のところだけまず終わらせたいと思います。

個人情報の保護 第18条、町は、町民の自己に関する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護措置講じなければならない。

いかがでしょうか。今の町は、個人情報保護条例をもっていらっしゃるのですよね。すると、こういう表現で特に問題ないでしょうか。前半の部分は、いわゆる個人情報のコントロール権という、つまり、住民の皆さん自身が、自分の情報を自分でコントロールできますよという部分に関する情報です。ただ、下の方はですね。後ろの方は、それに対して行政が、それをきちんと管理しなければいけませんと、そういうことですね。これでよろしいですか。

じゃあ、個人情報の範囲とか、そういうのはあれですよね、条例で今、制定化されていると思いますので、ここでわざわざ書く必要がないと思いますので、それでいいですか。いかがでしょうか。特に何かありましたら、はい。

えっと、それで、今日ですね。すみません、もっと早く進まなきゃいけなかったのですけれども、時間になりました。それで、あとは前文と、それと後半をやらなきゃいけないのですけれども、ほかに一部保留しているところもありますね。

ちょっとお願いがあるのですけれども、できたら、次回ぐらいで、最終的なまとめはやりたいと思っています。そうすると、この残った状況を見ると、たぶん2時間では少しきついかと思いますので、できたら、2時間半、つまり9時半からみて、12時ぐらいまでずらしていただくということで、時間の設定はお願いしてよろしいですか。行政の方はどうでしょうか。すごい大丈夫ですか。

○細江主監 はい、大丈夫です。

○富野委員長 皆さん、どうでしょうか。何とか、とにかく次回で、がんばって、あと進めたいのですけれども。

○松浦委員 先生の家は遠いからあれですけれども、9時からの方がいいですよ。9時はどうですか。

○富野委員長 私ですか。目が覚めるかどうか、目覚し2つぐらい掛けて、そうしましょうか。じゃあ、だったら、9時からしましょうか。9時から3時間、がんばって。そのぐらいでできるかなあ。それとも、もしできたら、12時に終わらないで、逆に午後にしてしまえば、少し時間が自由にとれますか？

○松浦委員 1時から5時までとかね。

○富野委員長 でも、どうですか、皆さん、大丈夫かな。デスマッチみたいに、終わるまでやると。

○松浦委員 けりをつけましょう。

○富野委員長 ねえ、あとけりをつけたいですね。どうしましょう。午前中やめて、午後の設定でどうでしょうか。いいですか。皆さん、いろいろご都合ありますので、曜日はまず何曜日あたりがいいでしょうか。皆さん出やすいのは、午後になってくると、ちょっと、午後で出にくい曜日がもしございましたら、ちょっと言っただけですか。

○山本雅委員 木曜日が9割方、避けていただき他のですが。

○富野委員長 ほかにどうでしょうか。

○近藤委員 午後はだめですね。

○富野委員長 じゃあ、まずいなあ、いえいえ、皆さん出ていただくように、相談。やっぱり午前中がかまわないですか。3時間。前文がありますからね。前文で、皆さんからいただいたやつは、あれ、皆さんに配れますか。

○細江主監 今日、配った？配っていない。次回？配布しています。

○富野委員長 そうですか。3時間。3時間で何とかやって、どうしても無理ならば、お昼かけて午後もやって、それで、ちょっとご用のある方は、抜けていただいて、とりあえず3時間でがんばってしまうと。どこか、そのかわり、おいしいところを紹介して下さいね。せっかく、ここに来ているので、食事をどこかで食べてもいいなど。じゃあ、そういうことで、次回の設定は、午前9時から、私もうがんばりますので、ぜひよろしくお願いします。いつにいたしましょうか。事務局、何か案がありますか。議会との関係は？

○細江主監 議会の方は、もう3月に入りますし、ただその間に選挙がありますので。

○富野委員長 いつでしたか、選挙は？

○細江主監 2月の中旬から、投票は21日ですので、その週はちょっと。

○富野委員長 そうですね。その前ですね。選挙のあとではどうですかね。

○細江主監 前の方がありがたいです。

○富野委員長 じゃあ、すみません。2月の前半あたりで、今日は何日でしたか。

○細江主監 1月14日です。

○富野委員長 そうすると、2月4日あたりは。でも、山本さんは午後はあかんのですね

○山本雅委員 大丈夫です。何とかあります。はい、やりましょう。

○富野委員長 そうですか。じゃあ、すみません。もしよろしかったら、2月4日ということではいかがでしょうか。はい、じゃあ、9時から、私はお昼を茶漬け食べる覚悟してきます。でも、何とか3時間で、がんばってやりましょうね。はい、すみません、じゃあ、2月4日の9時からということで、できましたら、午前であげること、もし、どうしても残るようでしたら、多少午後にかけてもお願いするということで、よろしく願いしたいと思います。